

岩手県農林水産部長 様

岩手県県土整備部長 様

要 望 書

令和 7 年 6 月 16 日

岩手県建設関連業団体連合会

会 長 田 口 敬 芳



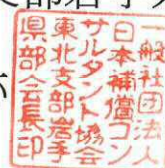
一般社団法人 岩手県測量設計業協会

会 長 田 口 敬 芳



一般社団法人 日本補償コンサルタント協会東北支部岩手県部会

会 長 鈴 木 誠 弥



一般社団法人 岩手県建築士事務所協会

会 長 佐々木 章



一般社団法人 岩手県土地改良設計協会

会 長 藤 原 繁



要 望 書

平素は、建設関連業界の指導育成に関し、格別のご高配を賜り、衷心より感謝申し上げます。

令和7年度は、東日本大震災津波からの国の第2期復興・創生期間の最終年となり、県においてはいわて建設業振興中期プラン2023の3年目と認識しております。

復興完遂による建設投資額の大幅な減少と受注量減少で厳しい状況ではございますが、当連合会としましては、発注者の良きパートナーとなれるよう、経営基盤の強化、安定的な経営とワーク・ライフ・バランスの実現に取り組み、職員の継続雇用を図り、担い手の確保・育成に全力で努めてまいります。

また、i-Constructionへの積極的取り組み、品質確保、更なる技術力向上に努め、受注者の責務を全うすべく尽力し、『地域の守り手』として、地域住民の安全・安心な暮らしの確保に向けて組織を挙げて取り組んで参る所存であります。

県ご当局におかれましては、次の事項について特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 公共事業予算の確保について

土木に関する測量、設計業務を合わせた総受注額につきまして、東日本大震災前の10年間はピーク時の半分以上まで減少し、震災翌年には急回復を見せましたが、その後は再び減少している状況です。受注量の減少に伴い各協会においても会員数の減少が問題点として顕在化しており、災害時の対応など『地域の守り手』としての役割を果たすことが困難になると危惧しているところがあります。

地方の社会資本は、その整備水準が未だ不十分であり、既存の公共施設の維持管理費も増大する事が確実視されることから、「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」に呼応した強靱化対策、老朽化対策や「岩手県公共施設等総合管理計画」及び「いわて建設業振興中期プラン」に基づき、公共事業予算の確保に特段のご尽力をお願い申し上げます。

2. 県内建設関連企業への積極的発注拡大について

土木に関する測量、設計業務の受注状況は、平成17年度からの10年間は県内企業のシェア60%を確保していました。平成27年度から令和元年度までの5年間は県内、県外拮抗した状況が続き、令和2年度に県内企業の6割シェアが復活していますが、他県に比べればまだまだ低い状況にあります。

このような中、建設関連業界では更なる技術力向上を図るため、会社研修はもとより各協会独自の各種研修会を企画・開催し、業

務の技術研鑽に努めてきたところであります。

発注に当たっては、「県が締結する契約に関する条例」に基づき、「県内で出来るものは県内企業へ」という基本方針を堅持頂くとともに、地域を熟知し、地域社会の経済や人材雇用面等で大いに貢献している県内企業への発注拡大に向けて、入札制度の見直しを進めるなど、特段のご配慮を頂きますようお願い申し上げます。

(1) 条件付一般競争入札資格基準等の見直しについて

- ・受注機会が減少している企業のために、県内に本店を有する要件の入札を増やしていただくようお願いします。

(2) 高度な業務における設計共同体の拡大

- ・高度な業務に占める県内企業の割合が少なく、将来に向けて県内企業への技術移転を図るためにも、大手企業と県内企業との設計共同体の拡大をお願いします。／

(3) 簡易総合評価落札方式入札について

- ・業務実績において特殊な工種で発注件数の少ないものは、実績要件を10年以上に引き延ばす等の緩和をお願いします。また、同種業務の実績設定について、細分化により実績に合致しなくなりますので、細分化しすぎないようにお願いします。
- ・業務実績を得る機会の少ない企業のために、チャレンジ型入札制度創設をご検討くださるようお願いいたします。
- ・企業の地域内拠点について、県内企業であれば地域内での本店の有無に差をつけない制度を、ご検討くださるようお願いいたします。
- ・配置予定管理技術者等の専任性について、配置予定管理技術者

が従事している業務件数は、落札候補となった企業の手持ち業務としてカウントし、既に申請済みの別の入札案件の評価点の修正を行うほか、登録が完了していない契約書の写し及び従事状況が確認できる書類の他に、業務の開札日における当該業務も含めて行うようお願いします。

併せて、配置予定管理技術者等の専任性の対象について、照査技術者については除外していただくようお願いします。

- ・ 価格評価点の上限が 15 点に設定されることにより、制度適用価格（85%）以下で入札しても価格評価点が頭打ちとなり、技術評価点の高い一部の企業に落札が偏っていますので、状況を見極め制度の早期の見直しをお願いします。
- ・ 同一開札日で同一公所から発注される同種業務においては、同一企業が重複して落札することのないよう、先抜け方式や一括審査方式の導入をお願いします。
- ・ 技術提案 A 項目申請書の記載方法について、テクリス番号のみを入力する等により簡略化をお願いします。
- ・ 契約については当該発注局へ書類の提出により行われていますが、DX の推進の面からも電子契約の導入をお願いします。

（4）補償コンサルタント業務の発注拡大について

公共事業における用地関係業務は、権利及び補償物件の多様化に伴い、多岐にわたり高度な対応力を必要としており、補償コンサルタント協会では、日々専門的技術の研鑽を重ね、各種業務の能力向上に努めています。

つきましては、従来の用地調査、営業・特殊補償等のほか、土地評価、補償説明業務についても、補償コンサルタント協会

会員の活用を堅持して頂きたい、発注の拡大をお願いします。

3. 働き方改革と担い手確保について

働き方改革が全産業に求められていますが、現行の予定価格の 80% 前後の最低制限価格の入札制度が続けば、健全な企業の経営環境・労働環境の維持や技術の伝承がますます困難となり、担い手の減少による有事対応が懸念されます。特に担い手の確保、育成には適正な利潤を確保し、ワーク・ライフ・バランスに配慮したノー残業デーの確保など、働く環境を変える必要があると考えております。

改正品確法では、公共工事に関する調査等が明確に定義されました。発注関係事務の運用指針も改正され、測量、調査及び設計に関する必ず実施すべき事項、実施に努める事項が明記されました。より良い建設関連業を維持存続するためにも、下記項目につきまして特段のご配慮をお願い申し上げます。

（1）最低制限価格の引き上げについて

- ・ 若い有望な人材を確保するためには初任給を高くする必要がありますので、適正な利益を確保するために最低制限価格の引き上げをお願いします。

4. ICT 等新技術を活用した生産性向上について

国、県等では、建設生産システム全体の生産性向上を図り、地域の暮らしの守り手となる建設関連企業が、担い手の育成・確保や業務改善を進めるため、i-Construction を推進しております。

国においては、令和 5 年度より全ての業務において BIM/CIM が原則適用することになりました。

県においては令和 6 年 3 月に、岩手県県土整備部 BIM/CIM 適用業務実施要領に改正し、調査測量設計の段階から 3 次元による測量設計データ作成などの業務を推進しているところです。

しかし、県の BIM/CIM 適用業務がまだ少ないと感じていますので、こうした国の動向を捉え、岩手県においても更なる推進をお願いいたします。

5. 橋梁補修・耐震補強設計の積算基準について

橋梁補修・耐震補強設計業務は見積積算によっていますが、見積書作成に当たり、現地踏査や資料取り纏めに多大な労力と費用を要しています。岩手県や岩手県土木技術振興協会においても、相当数の実績やサンプルの蓄積がなされたものと思料します。

つきましては、他県、各団体の積算基準を参考に、補修に係る基本工種だけでも積算基準の整備をお願い申し上げます。

6. 災害の業務について

- ・ 災害業務を最優先で進めるため深夜まで残業をすることも多いので、災害歩掛の割り増しの検討をお願いします。
- ・ 机上査定が増えて従前よりも写真の要求度が上がっていることもあり、現在の被災写真撮影の歩掛では、UAV を使用した実際の工数と比べ乖離しているので歩掛の改正をお願いします。
- ・ 災害が多く発生している場合、工期延伸等の通知について速や

かな発出をお願いします。

7. 設計意図伝達業務委託等について

(1) 設計意図伝達業務委託について

建築工事に際して実施される工事監理業務では、全工程にわたり単なる施工内容のチェックのみならず、様々な検討や調整に伴う判断が必要となりますが、その工事が対象とする建築物全体のコンセプトや使用形態、機能性、意匠性、材料の選択、設備機器の選択、収まりなどの理解のもとに行われなければならない、設計業務を担当した者でないと考え及ばない部分が多く含まれているものであります。

つきましては、設計業務と工事監理業務は、同一の設計者が一元的に実施することを原則としていただくようお願いします。止むを得ず当該設計者以外の者が工事監理を行う場合には、設計意図の伝達業務を当該設計者に委託していただくようお願いします。

県の回答では設計者と工事監理者が異なる場合は、県の担当者を通じて設計意図を伝達しており、今後も情報共有を積極的に図りながら、設計意図の伝達が適切になされるよう努めるとのことですが、情報共有する際に、設計内容の説明、資料の提出、再検討、呼び出し対応などの業務が発生しますので配慮願います。

(2) 総合評価対象の柔軟な運用について

建築の改修工事設計や防水工事設計など簡易なものについては、規模や金額が大きくても業務内容に応じ、総合評価から外すなど柔軟な対応をお願いします。